

保護者各位

伊万里市教育委員会
教育長 松本 定

留守家庭児童クラブが臨時休業等になった場合のクラブ利用調査について (お願い)

緊急事態宣言が全国都道府県に拡大されたことを受け、伊万里市においては新型コロナウイルス感染症対策として、4月21日(火)から全ての市立学校を臨時休校としておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大等により、現在開設している留守家庭児童クラブも臨時休業等をせざるを得なくなることも危惧されるところであります。

このため、伊万里市では留守家庭児童クラブが臨時休業等となった場合においては、国からの要請に基づき、預かる児童の学年を3年生以下としたうえで、預かる児童を医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な保護者に限定するなど、規模を縮小して児童を預かるための新たな受け入れ施設や人的体制などの検討を進めているところであります。

つきましては、緊急な事態に備え、児童クラブの規模を縮小した場合の児童の預かり数等を把握するため、現在児童クラブに入所されております児童の保護者の方で、下記の職業要件に該当し、クラブを休業した場合でも児童クラブを利用する必要がある方につきましては、利用申出書を在籍している児童クラブへ提出いただきますようお願いいたします。

なお、下記の職業要件に該当されない保護者の方につきましては、利用申出書の提出は不用です。

記

1. 保護者の職業要件（児童の両親等がともに下記職業要件に該当する場合）

- (1) 医療機関従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）
- (2) ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）
- (3) 福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）
- (4) 生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）
- (5) その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運輸関係等）
- (6) ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者

※ なお、上記職業に該当しない場合で、どうしてもやむを得ない事情で利用が必要である場合については、個別にご相談ください。

2. 利用申出書

各児童クラブに準備をしておりますので在籍されている児童クラブへ提出をお願いします。

※期限が短くて申し訳ありませんが、5月2日(土)までに提出をお願いします。

3. 問合せ先

伊万里市教育委員会 教育総務課 電話0955-23-2125